



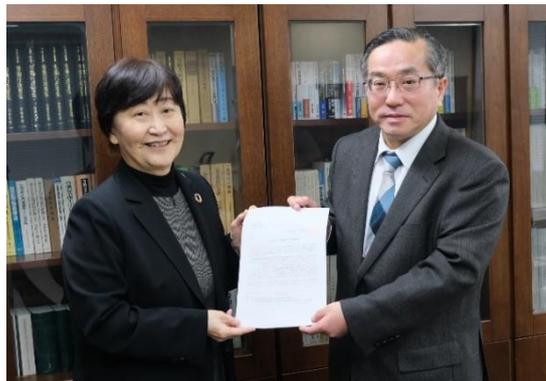
生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

厚労省労働基準局に要望 看護現場での長時間労働の是正や産業保健分野の 保健師等の実態把握を

公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員 76 万人）は 3 月 25 日、厚生労働省労働基準局の鈴木英二郎局長に、令和 7 年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。



鈴木労働基準局長（右）に
要望書を手渡す高橋会長

2019 年 4 月からの働き方改革では、働き過ぎを防ぎ多様な「ワーク・ライフ・バランス」が実現できるよう、労働時間法制の見直しが行われました。労働者の心身の健康を良好に保つことは、生産性の向上のためにも重要です。働き方改革関連法の施行から 5 年目を迎える中、本会は、労働負荷が大きい夜勤交代制勤務に従事する労働者の健康確保措置や産業保健分野の保健師等の就業状況・活動実態の把握、検討の場の設置などを要望しました。

高橋会長は、現在、長時間に及ぶ夜勤交代制勤務に就く者が相当数に上ることに触れ「健康に最も影響を与えるのが夜勤。夜勤者の確保も非常に深刻になっている。看護職員だけでなく夜勤を行う全ての人の健康確保が必要だ」と述べ、夜勤交代制勤務の時間数に応じた所定労働時間の短縮や、変形労働時間制の下で 1 日の最長勤務時間の上限設定などを求めました。さらに労働者のメンタルヘルス対策や仕事と治療の両立など、職場の健康問題が多様化・複雑化しているため、産業保健分野の保健師等の就業状況や活動実態を把握し、今後の産業保健体制等について検討することが重要だと訴えました。

鈴木労働基準局長は「看護職員の人材不足は以前にも増して深刻になっている」と応じ、夜勤交代制勤務者の声を聞く場の設定を検討したいとの考えを示しました。また、産業保健分野の保健師等の体制や実態の把握について「この分野の重要性は理解している。いただいた意見は受け止める」と述べました。

《要望事項》

- 看護現場の長時間労働是正及び労働者の健康確保
- 産業保健分野の保健師等の就業状況・活動実態の把握及び検討の場の設置

令和 6 年 3 月 25 日

厚生労働省
労働基準局長
鈴木 英二郎 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 高橋 弘 枝



令和 7 年度予算・政策に関する要望書

2019 年 4 月から始まった働き方改革においては、働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるよう、労働時間法制の見直しが行われました。労働者の心身の健康を良好に保つことが、生産性の向上に大きく寄与するとの認識は社会に広がっています。

看護職員の健康に最も影響を与えるのが夜勤・交代制勤務です。生体リズムの乱れが不眠や疲労のリスクを大きくし、身体的、精神的な不調を引き起こすことが指摘されています。令和 3 年には、こうした交代制勤務の不規則性に着目し、労災認定基準が改定されたところです。今日わが国においては看護職員のみならず、深夜業を含む交代制勤務に就く者が相当数に上ることが見込まれます。今こそ、労働者の健康確保措置を講ずべき時と考えます。

また、メンタルヘルス対策、仕事と治療の両立、女性の健康問題等、職場における健康問題が多様化・深刻化しています。すべての労働者に産業保健サービスが届くよう体制を整備することや、職場における労働者の健康課題を組織的に予防・改善していくことの重要性が増しています。

以上より、令和 7 年度予算案等の編成にあたっては、以下の事項につきまして政策の推進並びに予算等の確保について、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

- 看護現場の長時間労働是正及び労働者の健康確保
- 産業保健分野の保健師等の就業状況・活動実態の把握及び検討の場の設置

1. 看護現場の長時間労働是正及び労働者の健康確保

- 労働負荷が大きい夜勤交代制勤務に従事する労働者の健康確保のため、以下の項目について措置を講じられたい。

「働き方改革関連法」施行から5年目を迎え、見直しの議論が始まった。看護現場では、変形労働時間制のもと2交代・16時間夜勤が増加している。労災認定基準に適用された通り、勤務時間の不規則性は、業務の過重性の要因である。長時間労働の是正と労働者の健康確保のための措置を図られたい。

- 夜勤交代制勤務時間数に応じた所定労働時間の短縮
- 変形労働時間制のもとで1日の最長勤務時間の上限設定(13時間以内)
- 11時間以上の勤務間インターバルの確保
- 勤務時間が8時間を大きく超える場合の休憩時間の確保(12時間の場合は90分以上等)
- 夜勤回数(時間数)上限の基準設定

(1) 勤務時間の不規則性に着目した労働法制の見直しが必要

労働者災害補償保険法に基づく脳・心臓疾患による労災認定基準 (2021年9月15日適用)

「業務の過重性」の要素

- (ア) 労働時間
- (イ) 勤務時間の不規則性
- (ウ) 事業場外における移動を伴う業務
- (エ) 心理的負荷を伴う業務
- (オ) 身体的負荷を伴う業務
- (カ) 作業環境

- 拘束時間の長い勤務
- 休日のない連続勤務
- **勤務間インターバルが短い勤務**
- **不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務**

【負荷評価の観点】

おおむね**11時間未満の勤務の有無**、時間数、頻度、連続性等

交替制勤務における**予定された始業・終業時刻のばらつき**の程度、勤務のために**夜間に十分な睡眠がとれない程度**(勤務の時間帯や深夜時間帯の勤務の頻度・連続性)、一勤務中の**休憩の時間数及び回数**、**休憩や仮眠施設**の状況(広さ、空調、騒音等)

(2) 看護職員の夜勤実態

【図1】最も多くの看護職員に適用されている夜勤形態(病院)



【図2】最も短い勤務間インターバル(R4年6月実績)



【出典】令和4年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究(厚生労働省)～医療機関アンケート調査結果(看護職員調査)

【出典】2022年 病院看護・助産実態調査(日本看護協会)

2. 産業保健分野の保健師等の就業状況・活動実態の把握及び検討の場の設置

- これまでの調査結果等も踏まえ、産業保健分野の保健師等について、より精度の高い就業状況及び活動実態を把握されたい。
- これからの産業保健体制等について検討する場を設置されたい。

※メンタルヘルス対策、仕事と治療の両立、女性の健康問題等、職場における健康問題が多様化・深刻化しており、職場における労働者の健康課題を組織的に予防・改善していく重要性が増している。

※衛生行政報告例で保健師等の人数が把握され、また、令和2年度には「事業場における保健師・看護師の活動実態に関する調査」が実施されているものの、対象が限定されており回答者に偏りがあり、代表性に問題がある等の指摘がされている。

健康問題を有する労働者の増加と保健師の活動

■ 何らかの疾患で通院している労働者の割合



■ 就業場所別みた就業保健師等 (実人員・常勤換算数)

	保健師	
	実人員	常勤換算数
総数	60,299	55,637.5
病院	4,666	4,396.4
診療所	2,396	2,161.0
助産所	7	5.9
訪問看護ステーション	331	285.6
介護保険施設等 ²⁾	1,776	1,681.7
社会福祉施設	455	407.9
保健所	10,333	9,560.2
都道府県	1,821	1,688.5
市区町村	31,104	28,512.1
事業所	4,201	3,947.5

出典：令和4年衛生行政報告例(就業医療関係者)

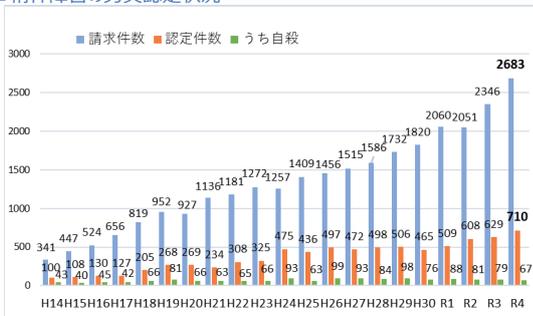
■ 保健師の活動への評価

活動への評価	件数	%
十分応えている	836	64.6%
まあまあ	376	29.1%
もっとやってもらいたいことがある	77	6.0%
応えていない	5	0.4%

出典：令和2年度「事業場における保健師・看護師の活動実態に関する調査報告書」

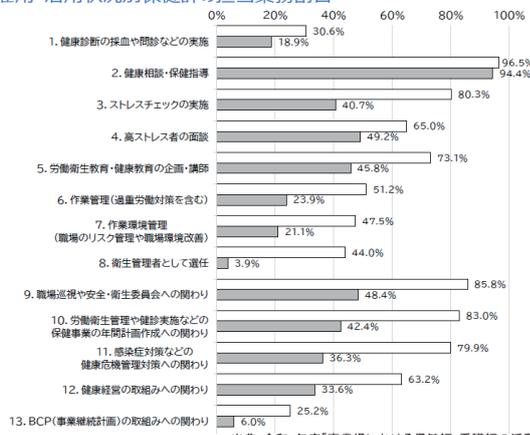
保健師を雇用、活用している事業場で、「保健師の活動が事業場の期待に応えているか」という問いに肯定的に答えた割合は約9割。

■ 精神障害の労災認定状況



- ・何らかの疾患で通院している労働者の割合は年々増加しており、日本の労働人口の約3分の1以上が働きながら通院している。
- ・精神障害の労災認定は、請求件数、認定件数ともに年々増加している。
- ・半数以上の女性従業員が「勤務先で女性特有の健康課題や症状で困った経験」があると答えた。(経済産業省「働く女性の健康推進に関する実態調査2018」)

■ 雇用・活用状況別保健師の担当業務割合



事業場において保健師を雇用もしくは活用している場合、保健師は約95%の事業場で「健康相談・保健指導」を担当している。その他の業務も含め、保健師は事業場において多様な業務を担っているが、全ての業務について、雇用されている方が実施割合が高い。